

静岡市水道料金及び下水道使用料
徴収システム開発業務

落札者決定基準

静岡市上下水道局水道部お客様サービス課

1 本書の目的

本書は、静岡市水道料金及び下水道使用料徴収システム開発業務総合評価一般競争入札要領第2により、静岡市水道料金及び下水道使用料徴収システム開発業務委託について、総合評価落札方式により業者を適切に選定することを目的として、落札者を決定する基準を定めたものである。

2 落札者

(1) 評価方式

次の要件を全て満たしている者のうち、「(2) 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高いものを落札者とする。最高得点となった者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 「総合評価基準書」に記載される業務要件評価について、要件をすべて満たしていること。

(2) 総合評価点の計算

技術点及び価格点の合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

(3) 配点

全体の配点は、技術点（600点満点）、価格点（400点満点）とする。

項目		配点
技術点	業務要件評価点	100
	提案書評価点	500
価格点	システム開発費用価格点	200
	システム保守費用価格点	200
計		1000

3 技術点の評価方法

技術点は、下記の（１）～（２）の合計とする。

（１）業務要件評価点

ア 配点

「総合評価基準書（業務要件評価）」の適合度の配点は、以下のとおりとする。

項目	配点
給水装置工事受付	20
定例調定・中止精算調定	134
収納	60
口座管理	10
滞納整理	70
メーター管理	22
統計業務	6
システム管理	10
計	332

イ 評価点

業務要件評価の評価点は、入札参加者から提出された機能確認書について、以下のとおり事務局であるお客様サービス課（以下「事務局」という）が採点する。

適合度	記号の意味	配点
○	パッケージに標準装備	2
△	カスタマイズ等により実現可能	1

事務局は、採点后、項目ごとの配点に適合するよう以下の式により計算する。

$$\text{業務要件評価点} = \text{点数} \times \left(\frac{100}{332} \right)$$

なお、小数点第1位以下は切り捨てる。

ウ 合否

「総合評価基準書（業務要件評価）」の評価項目にて、すべてが「パッケージに標準装備」あるいは「カスタマイズ等により実現可能」に該当した場合は「合格」とし、一つでも「実現しない」に該当すると本市が判断した場合は、「不合格」とする。なお、「不合格」となった場合は、落札者としての要件を満たさないこととする。

(2) 提案書評価点

ア 配点

「総合評価基準書（提案書評価）」の適合度の配点は、以下のとおりとする。

項目	配点
本調達業務に対する提案事業者の基本的な考え方	30
情報システム要件	110
規模・性能要件	50
信頼性等要件	60
情報セキュリティ案件	40
情報システム稼働環境	40
テスト要件	20
移行要件	30
作業体制及び方法	40
追加提案	20
プレゼンテーション/デモンストレーション	60
計	500

「総合評価基準書（提案書評価）」において提案要求事項の得点配分は項目毎に加点を示している。

イ 評価点

提案書評価の評価点は、入札参加者から提出された提案書について、以下の六段階で評価、採点する。

評価	配点
A	配点の 100%
B	配点の 80%
C	配点の 60%
D	配点の 40%
E	配点の 20%
F	配点の 0%

ウ 事務局評価

「総合評価基準書（提案書評価）」の提案要求事項について、総合評価基準書（提案書評価）」の評価項目ごとの内部評価基準に則り、事務局が評価、採点を行う。

エ 審査会評価

事務局評価の対象となった入札参加者について審査会評価を行う。審査会評価を実施するにあたり、提案書の記載事項について静岡市上下水道局水道料金及び下水道使用料徴収システム開発業務総合評価審査会（以下「審査会」という。）の委員によるヒアリングを行う。提案書の評価は、「総合評価基準書（提案書評価）」の評価項目ごとの内部評価基準に則り、審査会の委員が採点を行う。各委員の採点後に審査会を開催し、提案書の確認を行う。事実誤認等があれば各委員において採点結果を訂正する。

委員の採点結果について、評価項目ごとにその平均値を算出し、事務局評価への加点とする。小数点第1位以下は切り捨てることとする。

事務局は、採点后、項目ごとの配点に適合するよう以下の式により計算する。

$$\text{提案書評価点} = \text{事務局評価と審査会評価の合計点} \times \left(1 / 2 \right)$$

なお、小数点第1位以下は切り捨てる。

審査会が採点を行ったのち、地方自治法施行令第167条の10の2及び地方自治法施行規則第12条の4の規定により、落札者を決定するにあたり、その必要があると認められた場合、採点結果について要領に従い学識経験者の意見を聞くものとする。

4 価格点の評価方法

価格点は、下記の（1）～（2）の合計とする。

（1）システム開発費用の評価

本調達に係る設計・開発経費を以下の式により評価する。

$$\text{最低入札価格} \div \text{入札者の入札価格} \times 200 \text{ 点}$$

なお、小数点第1位以下は切り捨てる。

（2）システム保守費用の評価

システム導入に係る保守費用の費用見積価格を以下の式により評価する。

$$\text{最低提案価格} \div \text{入札者の提案価格} \times 200 \text{ 点}$$

なお、小数点第1位以下は切り捨てる。